清初入關前の無圈點滿洲文檔案『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』をめぐって

——清朝史を再構築するための基礎研究の一環として——

石橋崇雄

一　はじめに
二　《滿文國史院檔》について
三　『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』をめぐって
四　おわりに

一　はじめに

一七世紀に出現した女眞（ジュシェン）（後に自ら滿洲（マンジュ）と改稱）族の清朝（大清國（ダイチン））は一般に、中華世界に君臨した中國最後の統一王朝として知られている。しかし大清國を歷史上どのように位置附けるかということになると、さまざまな視點からの見解が提示されているものの、未だ充分に議論されるまでには至っていない。ただ近年、從來の通說とは異なる中國あるいは中華世界の捉え方を提示すると共に、これまでのいわば個の有り樣を分析する研究方法の中で區分されてきたような特定の時代や地域という枠を越え、國際秩序や國際關係など、獨自の世界觀や歷史觀に基く廣い視野から中國史あるいは中華世界

史を再構築しようとする論文集、概説書、研究入門書が相次いで刊行されている。(1) 提起されている問題の内容は多岐に亙るが、中でも興味深いのは、現代中國を多民族國家として捉えるだけでなく、そこに歸結する中國史上の動向を再檢討する前提の一つとして、從來必ずしも頻繁に用いられてきたとはいえない多民族國家として捉える視點が提示され、しかもその際に清朝との關わりに少なからず觸れられていることである。

筆者もまた清朝史研究に携わる立場から、とりわけ一〇世紀以降におけるいわゆる中國世界と北アジア世界との關係に多民族國家の形成という視點から捉え得る歷史上の變遷のみえることや、中國最後の統一王朝として知られる清朝の特徵の一つに、この兩世界における歷史上の關係を背景として出現し、現代中國に連なる多くの要素を含む、中華世界に君臨した最大規模の統一多民族國家として捉え得る點の認められることに言及してきた經緯があり、(2) こうした一連の問題提起には特に注目している。しかし、一口に多民族國家として捉える視點といっても、論者各々の抱える問題對象や背景は多樣であり、その全てに亙って多民族國家の視點が廣く認識されるまでには、さらにさまざまな議論を積み重ねなければならないであろう。

それはともかく、一〇世紀以降における遼・宋・金の變遷に一三世紀のモンゴル帝國をめぐる動向をも視野に入れて、こうした歷史の流れの中から中國・漢族世界や北アジア世界の枠組みを越える大元・大明・大清という統一多民族國家の變遷(3)が生まれ、その歸結としての清朝という一つの歷史上の位置附けが生じてくると捉えた場合、清朝史それ自體はどのように再構築できるのであろうか。その前提となる檢討課題は多方面に亙るが、先ずは清朝におけるこうした統一多民族國家（筆者はその支配構造などにみられる特徵から統一複合多民族國家として捉えたい）の形成がどのような政治上の變遷の中で生じたものなのかを檢討しておかなければならないと考え、既に若干の考察を試みてきた。

その際、清朝における入關前のマンジュ國の樹立、アイシン國の形成、大清國の成立から、入關後の中國內地の平定を經て一七五〇年代後半（第六代高宗の乾隆二〇年代前半）の內陸アジアを含む最大領域の形成に至る過程が、元朝（大元）の

場合と異なる不斷の領域擴大過程であること。その意味からこの最大領域が形成されるまでを清初期と捉えた上で同時期の政治上の動向を整理してみると、多民族國家としての清朝の領域擴大過程は、入關前（清初前期）における、①「太祖ヌルハチの屬していた建州部統合の象徵であるマンジュ國の樹立」、②「中國東北部における女眞（滿洲）族統合の象徵であるアイシン國の形成」、③同じく「東北部での滿洲・蒙古・漢族統合の象徵である大清國の成立」、そして入關後（清初後期）の、④「中國內地における漢族の併合の象徵である第四代聖祖康熙帝による中國統一」、⑤「中國統一を背景とする旗（滿洲・蒙古・漢）・漢（中國內地）における支配權確立の象徵である第五代世宗雍正帝の絕對權確立」、⑥「その支配權確立を背景とする藩（蒙古・西藏・回）の併合の象徵である乾隆時代における最大領域の形成」という、大きく六つの段階からなる政治上の變遷にそのまま反映・象徵されていること。清朝の政治上の動向と多民族國家として發展・擴大する過程とが表裏一體のものであったとみて取れること。またこの①のマンジュ國及び②のアイシン國が、相互に血緣上や民族上の結合關係を持たない複數の部族集團から成るという、不安定な要素を抱える複合部族國家としての性格を持っていた點を考慮すると、この六段階からなる清朝の政治上の變遷においては、その當初の段階から常に複合多民族國家としての性格を培っていたと考えられること。清朝が從來、ともすれば入關の前・後で不連續なものとして扱われがちな傾向のある中で、入關前におけるさまざまな政治上の動向が入關後における政治上の動向に直結していることを認めうるだけでなく、多民族國家へ移行する徵候も既に入關前におけるさまざまな政治上の動向の中に現れており、入關前を清朝の盛時に直結させて捉えなければならない必然性のあること。その際、複合多民族國家としての清朝の變遷はそのハン權・皇帝權の形成過程と不可分な關係にあり、とりわけ清朝の盛時に直結する入關前の時代における第二代太宗ホン＝タイジによる治世一〇年目の皇帝卽位（前記③の大清國の成立）がその分岐點として大きな意味を持っていることなどに言及した。(4)

從って、統一複合多民族國家としての視點から清朝史を再構築するためには、ホン＝タイジの時代とその前史であるヌルハチの時代における政治上の動向に對するより一層の檢討を重ねなければならないのであるが、これまでは史料上の制

約が大きく、現在のところ未だ充分というには程遠い研究狀況下にある。しかし近年、中國各地における文獻整理の進展に伴ってその所藏文獻の內容が把握しやすくなり、同時にその史料公開が進められた結果、かつてないほどさまざまな種類の清朝に關わる史料を利用できる狀況が生まれてきた。筆者もその恩惠に預かった一人であり、約二〇年前から臺北の故宮博物院（以下、臺北故宮と略稱）で清朝檔案史料類を實見することができたほか、一〇年ほど前からは北京や瀋陽などでも清朝の文獻史料類を數多く調査できる機會にめぐまれた。とりわけ北京の中國第一歷史檔案館（以下、第一檔案館と略稱）ではヌルハチやホン＝タイジの時代に關わる文獻史料類を實見できたが、その一つに《滿文國史院檔》として一括保存されている滿洲文檔册類がある。その中の『丙子年四月〈祕錄〉登ハン大位檔』（拙譯による假稱、以下同樣）に基づく論考を既に發表しているが、(5) 今回の標題に示した『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』も同じく《滿文國史院檔》に含まれている滿洲文檔册である。その全文の翻譯を終え、他の關係史料との對比・檢討作業を進めた結果、多くの新しい知見を得ると共に、史料としての重要性を確認できたので、特に取り上げることにした。ただ、ここで檢討結果の全てを報告することは分量的に不可能であることから、翻譯の全文や個々の對比・分析・檢討結果については近く引き續いて發表する豫定の別稿に讓り、本稿では清朝史を再構築するための基礎研究の一環として、同史料の紹介を中心に些か言及しておきたい。

なお《滿文國史院檔》については、中國でその一部を翻譯・出版した際に附された說明のほか、既にその中の『天聰七年檔』の實態を考察された神田信夫氏、あるいは本稿で取り上げる『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』の冒頭部分をめぐる松村潤氏の先行研究があり、(6) その清朝史研究における根本史料としての重要性が具體的に指摘されている。從って《滿文國史院檔》の檔案史料としての重要性を示すということでは兩氏の檢討成果で充分であろう。ただ一般に史料の存在が廣く知られているわけではないように見受けられること、《滿文國史院檔》全體に亙る檔案史料としての特質を把握するためにはそこに含まれる他の檔册にみられる特徵についても檢討しておく必要があること、そして『先ゲンギェン＝ハン賢

行典例』を取り扱う上でさらに附け加えておかなければならない點もあることなどから、屋上、屋を架すことになり、些か繁雜にはなるが、最初に先行研究とは異なる觀點から《滿文國史院檔》の特徴について説明しておきたい。

二　《滿文國史院檔》について

第一檔案館に所藏されている《滿文國史院檔》の存在が廣く知られるようになったのは、管見の限りでは、その一部を翻譯した季永海・劉景憲譯編『崇德三年滿文檔案譯編』（遼瀋書社、一九八八年）や中國第一歷史檔案館『清初內國史院滿文檔案譯編』（上・中・下、光明日報出版社、一九九〇年）の刊行を契機としているといえよう。同館所藏の檔案史料類については、それ以前に刊行された中國第一歷史檔案館編著『中國第一歷史檔案館藏檔案概述』（檔案出版社、一九八五年）によってその概要を知りうるが、こと《滿文國史院檔》に關する説明は皆無に等しかったからである。ただし、この二種類の滿文檔案譯編によっても史料の存在と重要性は窺い知れるが、その全容や實態などは依然、不明瞭なままである。

即ち、前者の八七年附け「前言」には第一檔案館に天聰元（一六二七）年から順治一八（一六六一）年までの記事からなる《國史院檔》が現存すると記されているものの、全體の説明は『崇德三年檔』に限定されている上に、翻譯の底本は原本ではなく、北京圖書館藏の寫眞燒き附け本であるという。また後者（上）の八六年附け「譯編説明」では、神田・松村両氏も觸れているように、(7)《清入關前內國史院滿文檔案》が第一檔案館に所藏されており、天聰元年から崇德八（一六四三）年までの記事からなる四七册（天聰朝一八册・崇德朝二九册）が現存するとある。しかし後者の場合、天聰元～六年の記事は『滿文老檔』に收錄されているとの理由から譯出しておらず、また天聰六年と崇德六年の兩記事は散失・缺落しているとのことで收錄されていない。しかも、この標題や説明內容の相違に加えて、兩者に共通して收錄されている崇德三年の記事を對比してみると、全體の構成は一致しているものの、その翻譯結果には內容の上で一致しない點が多く、この二種類の滿文檔案譯編を見る限りでは、その相互關係は判然としないのである。

ところで一九九〇年にたまたま第一檔案館を訪問する機會を得、[8] この滿洲文檔案類に關する說明を受けることができた。それによると、《清入關前內國史院滿文檔案》とは從前からの通稱をもとに翻譯出版時に附された標題に過ぎず、九〇年當時における登錄分類上の名稱は《滿文國史院檔》で、[9] 一般的には單に《國史院檔》の呼稱を用いているとのことであり、また前記二種類の滿文檔案譯編の原本はいずれもこの《滿文國史院檔》に含まれているとのことであった。その場合、二種類の滿文檔案譯編に附された說明における現存記事に關する年代の相違が問題となる。そこで《滿文國史院檔》に收錄されている滿洲文檔册の數や記事の年代などの全容について質問したところ、より詳細な說明を受けた。當時聞き取れた範圍での記錄であり、一〇年近く經過した現在では既に內容が風化しているとの危惧の念を強く持つが、あるいはこれから閱覽する場合には多少なりとも參考になる點が殘っているかとも思い、ここにその概要を記しておこう。

卽ち、《滿文國史院檔》は、もともと祕書院檔、票簽檔、清摺檔と共に《內閣滿文檔簿》（目錄號二〇〇—二—一〇七、全五三三册）として登錄・收藏されていた檔册類である。一九八九年に《內閣滿文檔簿》を整理し直した際、その目錄號や排列順序は舊制に倣ったが、『貞度門檔案』（貞度門は太和門の西に鄰接し、侍衞直宿處の置かれていた場所であるが、檔案內容の詳細は未詳）から七册の檔册を移動・補充すると共に、祕書院檔を祕書院檔と密本檔とに分離した。その整理直後の結果によれば、《滿文國史院檔》には天命年閒から康熙元（一六六二）年までの記事が含まれており、總數一二二册が三九箱に分裝され、その登錄の卷號は〇〇一～〇三九（うち補充は〇一六—四、〇一八—三、〇三九—二・三の四册）である。參考までに他の檔册類についても一括して示すと、《祕書院檔》は順治元年四月から康熙二七年一〇月までの記事を含む總數七八册が二二箱に分裝（番號〇四六～〇六七）され、《密本檔》は順治一〇年正月から康熙一九年正月までの記事を含む總數一五三册が一〇八箱に分裝（番號〇七三～一八〇）され、《票簽檔》は順治二年六月から順治九年九月までの記事を含む總數一〇二册が九六箱に分裝（番號一九一・一九一—一～一二八五）され、《清摺檔》は順治元年から嘉慶九（一八〇四）年ま

での記事を含む總數一一一が七三箱に分裝（番號三〇一～三七三、うち三四四―一、三五三、三六〇の三冊を補充）されている。なお、檔册類相互で登錄の卷號に空白が生じているのは、今後の補充に備える處置である。また《內閣滿文檔簿》には從前より雍正元（一七二三）年から嘉慶八年までの記事からなる《內閣滿文上諭檔》も含まれているが、八九年に整理した際には舊來のままとどめて移動しなかったということであった。

以上の說明から、《滿文國史院檔》などを含む《內閣滿文檔簿》には、隨時移動・補充されるという意味での流動性のあることが窺い知れよう。先に內容の風化を危惧すると記した一因はこの流動性を考慮したからであり、このことは第一檔案館に所藏されている他の檔案史料類についても當て嵌まるのではないかと思う。前記二種類の滿文檔案譯編にみられる標題や說明內容の相違も、その前言や譯編說明の日附けを考慮すれば、あるいはこの點から生じたものと考えられなくもない。となれば、繼續して同檔案館を訪問し、《滿文國史院檔》を實見するしかない。九〇年の場合は數日閒のごく短い訪問であったことから、取り敢えず無作爲に閱覽希望を出した《滿文國史院檔》の數册を實見することしか協わなかったが、そこには殆ど每葉といっても過言ではないほど、これまで知られていない記事が收錄されており、しかも塗抹・加筆の訂正が各所にみられるなど、その史料としての重要性を再認識させられた。そこで翌九一年以降、數回に亙って第一檔案館を訪問する機會を捻出しては、《滿文國史院檔》及びその關係史料類を實見した。その際に閱覽できたのは、『天聰九年檔』、既に論據として用いている『丙子年四月〈祕錄〉登ハン大位檔』、それに本稿で取り上げる『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』など、總數一二二册のうちのごく一部の檔册にすぎないが、それでも《滿文國史院檔》に關する檔案史料としての特徵は把握できたように思う。最後に『天聰九年檔』を例にとり、その點に觸れておきたい。特に『天聰九年檔』を用いるのは、前記『清初內國史院滿文檔案譯編』（上）に天聰九年の記事が譯出されている上、その卷頭に同檔册の表紙が圖版で揭載されていること、《滿文國史院檔》と同じ故宮博物院文獻館舊藏の宮廷檔案で、南遷を經て現在は臺北故宮に收藏されている滿洲文檔册の所謂『舊滿洲檔』（以下、『舊檔』と略記）に收錄されている『天聰九年檔』（滿

附第三冊、以下、『滿附第三冊』と記す)[10]をかつて實見した經緯があることなどの理由から、《滿文國史院檔》の特徴を説明する上での好例になると考えたからである。

先ず《內閣滿文檔簿》の目錄にある《滿文國史院檔》の項目から『天聰九年檔』を探すと、それは二箱に分裝(番號〇〇八〜〇〇九)されているとある。同一のものが何らかの理由で二箱に分裝されているのかと考え、閲覽手續きを經て實見してみると、この二箱に收められた『天聰九年檔』はそれぞれ獨立した別個のものであった。また《滿文國史院檔》は總數一二二冊が三九箱に分裝されていることから、一箱に複數の檔册を收めている場合のあることは窺えるが、當時見ることのできた目錄の記載からその詳細な內容までを知ることは困難であった。實際、この場合にも目錄の卷號には〇〇八と〇〇九の記載しかなかったが、書庫から出てきた前者には二冊(番號〇〇八—一、〇〇八—二)、後者には一冊(卷號〇〇九)が收められていた。そこでこの三冊における表紙の記載や收錄している月などを整理してみると次のようになる(滿洲文の拙譯における——部分は塗抹箇所、〔 〕部分は加筆箇所、/は改行を示す、以下同樣)。

最初に卷號〇〇八—一(以下、八—一と略稱)の表紙には、第一檔案館の登錄票(中國第一歷史檔案館藏滿文國史院檔、全宗號〇二、目錄號一〇七、卷號〇〇八、冊號一)以外に舊中央檔案館明淸檔案部の登錄票(全宗號二、編號一八、名稱「國史檔」)が添附されているほか、「天聰九年檔(元月至三月)」と漢字表記された題簽があり、その題簽の下には滿洲文で「第一」と記載されている。收錄している月は題簽の記載と同じく一月から三月までである。次に卷號〇〇八—二(以下、八—二と略稱)の表紙には、第一檔案館の登錄票(中國第一歷史檔案館藏滿文國史院檔、全宗號〇二、目錄號一〇七、卷號〇〇八、冊號二)だけが添附され、全て滿洲文で「〔查べた。〕/天聰九年乙亥/〔改修を終えた。〕/天聰〔九年〕乙亥九年/〔淸書せよ。〕/〔第三〕」と記載されている。收錄している月は九月から一二月までである。そして卷號〇〇九(以下、九と略稱)の表紙には、第一檔案館の登錄票(中國第一歷史檔案館藏滿文國史院檔、全宗號〇二、目錄號一〇七、卷號〇〇九、冊號一)以外に舊故宮博物院文獻館の登錄票(滿字八一五)が添附され、滿洲文で「〔查べた。〕/〔照合した。〕/天聰乙亥九年の檔子」と記載

されているほか、その「査べた。」とある加筆箇所の側にさらに算用數字で「二、一七」と加筆されている。收錄している月は一月から一二月までである。

以上の點からは、この二箱の『天聰九年檔』が故宮博物院文獻館（一九二五年に成立した故宮博物院文獻部を二八年に改組改稱、後五一年には故宮博物院檔案館と改稱）時代に整理・登錄されたもの（九）と、中央檔案館明清檔案部（一九五五年に故宮博物院檔案館から第一歷史檔案館に、さらに五八年に明清檔案館に改稱された後、一九五八年に中央檔案館が正式に成立した際に編入改稱、六九年に明清檔案部として中央檔案館から分離獨立後、八〇年に現在の中國第一歷史檔案館に改組改稱）時代に整理・登錄されたもの（八―一、ただしその際の整理・登錄狀況が不明のため、八―二が現在の第一檔案館になってから一緒にされたものなのかは未詳）とであること、八―一（一～三月）に「第一」と、八―二（九～一二月）に「第三」とあり、かつては四月から八月までの記事を收錄した「第二」の檔册の存在したことが窺えること、從って八―一・二と九とはもともと別個に一月から一二月までの記事を收錄した獨立のもの（どちらかがもう一方の稿本である可能性をも含む）であること、事實八―二には「査べた。改修を終えた。清書せよ。」と、また九には「査べた。照合した。」と滿洲文で加筆されており、その時期は不明であるものの、この兩檔册はそれぞれかつて何らかの目的で他の同樣な性格の記錄類（これらの檔册相互の可能性をも含む）とにおける記載內容の照合・改修・清書の行なわれていたことが知れると共に、さらに別の『天聰九年檔』の存在する可能性のあることなども理解されよう。實際、故宮收藏の『舊檔』に收錄されている『滿附第三册』は、その冒頭に「〇天聰九乙亥年正月朔壬子の／日から記した檔子。正月、二月、三月、四月、／五月、六月、七月、八月、九月、一〇月、／一一月、一二月がある。」と記載されている（編印本九―四〇六七頁）ように、八―一・二や九と同じ體裁で同年一月から一二月までの記事を轉載している檔册であり、八―一・二や九と密接な關係にあることは容易に窺える。そこで次に、八―一・二と九との關係は勿論、『清初內國史院滿文檔案譯編』の底本や臺北故宮收藏の『舊檔』との關係や、照合・改修・清書の行なわれた目的などの問題を檢討しなければならないが、そのためにはそれぞれの收錄記事を實際に對比する必要があろう。

なおこのうち、『清初內國史院滿文檔案譯編』(11)の底本との關係であるが、その譯出に際して底本における塗抹や加筆の部分を明示する方法が採用されていないことや、滿洲文と中國文とにおける文法上の相違から原文における文章構造を窺い知れないことがあり、八―一・二と九のいずれか、あるいは兩者を底本にしたのかは、譯文で見る限り、判斷できない。ただ、一月から一二月までの記事を一續きにして收錄していることやその卷頭に圖版で掲載されている『天聰九年檔』の表紙に故宮博物院文獻館の登錄票(滿字八一五)が見えることから、底本に九が含まれていることだけは推定できる。

ところでこの『天聰九年檔』の表紙の圖版(說明が全くないために撮影時期は不明)には大きな問題點が一つある。卽ちその表紙には、故宮博物院文獻館の舊登錄票(滿字八一五)が添附されているだけで、第一檔案館の登錄票は見えず、また滿洲文による記載についても「〔查べた。〕/天聰乙亥九年の檔子」としかないのである。登錄票の添附位置や書き込まれた數字の字形、滿洲文の記載位置やその筆跡などが九の場合と寸分違わず一致しているので、圖版が九の表紙であることは間違いない。圖版では見えない第一檔案館の登錄票や「二、一七」の算用數字については撮影後に添附・加筆されたと考えればさほどの問題ではないが、九の表紙に加筆されている滿洲文による「照合した。」という記載が圖版に見えないのは大きな問題である。可能性としては、撮影後にその部分を修正して抹消したか、撮影後に滿洲文で加筆したかの二つであろう。前者の場合にはあくまでも撮影・燒き附け時に關わることであり、九を取り扱う際の妨げにはならない。問題となるのは後者の場合である。この場合には、九に「查べた。」と加筆した時期とは遙かに掛け離れた後世、可能性としては現代中國になってから滿洲文による加筆が行なわれたことまでも考慮に入れなければならなくなり、九の檢討作業に大きな支障をきたすことになる。換言すれば、「查べた。」と「照合した。」とが似た字體の滿洲文の記載であるから九の「查べ」「照合した」時期は清朝時代の同時期かごく近い時期であろうと捉える通常一般の前提が崩れることになり、清朝における『天聰九年檔』の成立過程を檢討する上での論據にはならなくなるからである。このことは九のみならず延い

ては、《滿文國史院檔》全體に亙る檔案史料としての評價に關わる重要な問題點と考えるが、今、この問題をさらに檢討するに足る史料や情報を持たない。そのため、ここでは留意すべき點であることを指摘した上で、取り敢えずは通常一般の前提に從い、同時期に「査べ」「照合した」と捉えておきたい。

それでは、八―一・二、九、臺北故宮收藏の『舊檔』における收錄記事を對比して、その關係について些か考察してみよう。ただしここで全ての記事に亙ることはできないため、その詳細については別稿で報告することにしたい。また、「第一」と記載されて一～三月の記事を收錄する八―一については、全く同一の體裁でやはり「第三」と記載されて九～一二月の記事を收錄する八―二と本來一緒に作製されたものと考え、省略する。そこで取り敢えず無作爲に、八―二、九、『滿附第三册』に收められている一〇月一日及び同二日附け記事の冒頭部分を對比してみると、塗抹・加筆による內容改變箇所以外の記載は人名表記の一箇所にhとgとの圈點の相違が見える以外、全て一致しており、この三者が密接な相互關係にある全く同一性格の檔册であることは容易に確認できる。

次に塗抹・加筆による內容改變のある部分をそれぞれ示すと、先ず八―二の場合には、

○一〇月朔、國內の全ての漢官ら、衆秀才ら、アンバ＝ジャンギン石廷柱らの等級の衆官らが書を奏上し言うのには、……

○初二日。……この八人の大臣に一ニルから各一人のバヤラを從わせて、大明國の北、長城の境の喜峰口・潘家口・董家口などの門に書を〔送らせるために〕差し遣わした。これらの者に差し遣わした書の言。「アイシン〔マンジュ〕國のハンの書。大明國の大臣らに送った。この大戰はもともと我らが願って始めたものではない。汝らの大明〔國の〕皇帝が境外のイェヘに味方して、我らに向って大戰を願い、始めた。……

とある（三三～四葉）。次に九の場合には、

○一〇月朔に、〔アンバ＝ジャンギン石廷柱〕、國內の全ての漢官ら、衆秀才ら、アンバ＝ジャンギン石廷柱らの等

級の衆官らが書を奏上して言うのには〔書を奏上し〕、……

○初二日。……この八人の大臣に一ニルから各一人のバヤラを従わせて、大明〔國〕の北、長城の境の喜峰口・潘家口・董家口などの門に書を送らせるために差し遣わした。これらの者に差し遣わした書の言。「アイシン〔マンジュ〕國のハン書。大明國の大臣らに送った。この大戦はもともと我らが願って始めたものではない。汝らの大明皇帝が境外のイェヘに味方して、我らに向って大戦を願い、始めた。……

とある（一三〇～一葉）。そして『満附第三冊』の場合には、

一〇月〔記せ。〕○朔に、國内の全ての漢官ら、衆秀才ら、〔アンバ＝ジャンギン〕石廷柱らの同等の者〔等級の衆官らが書を奏上し言うのには〕、……

〔記せ。〕○初二日。……この八人の大臣〔に〕一ニルから各一人のバヤラを伴わせて〔従わせて〕、大明の北、長城の境の喜峰口・潘家口・董家口などの門に書を送らせるために行かせた〔差し遣わした〕。これらの者に持って行かせた〔差し遣わした〕書の言。「アイシン國のハンの書を大明國の大臣らに送った。この大戦はもともと我らが願って始めたものではない。汝らの大明皇帝が境外のイェヘに味方して、我らに向って大戦を願い、始めた。……

とある（編印本九―四四九三～四頁）。この三者における塗抹・加筆による内容改變の相互關係を整理してみると、そこからは『満附第三冊』→八―二→九という改變過程が窺えよう。この場合、『満附第三冊』にある「記せ。」、八―二にある「査べた。改修を終えた。清書せよ。」、九にある「査べた。照合した。」という記載の指示とも一應は符合するようにみえる。ただし、その場合でも八―二における一〇月二日附け記事に見える「汝らの大明〔國の〕皇帝」の内容改變箇所、即ち「汝らの大明皇帝」から「汝らの明國の皇帝」に改變された箇所が、その改變後の結果を八―二の指示に従ってそのまま「清書」した筈の九において、八―二における改變前の「汝らの大明皇帝」のままになっているなど、問題點は殘る。この點は他の記事においてもほぼ同様である。即ち、この八―一・二、九、『満附第三冊』の場合、密接な相互關係

にある全く同一性格の檔册であることは確認できるが、その内容改變の過程については『滿附第三册』→八―二→九ではなかったかとの推定にとどまらざるを得ない。

この例から窺える内容を直ちに《滿文國史院檔》と臺北故宮收藏の『舊檔』との關係にまで擴大して當て嵌めることはあまりに飛躍し過ぎていよう。ただ《滿文國史院檔》と『舊檔』とが密接な相互關係にある全く同一性格の檔册であることは間違いないところである。なお『舊檔』に關しては以前、その中の荒字檔と戾字檔との二箇所に轉載されている天命三（一六一八）年四月一五日附けの記事を、『滿文老檔』(12)（以下、『老檔』と略稱）に轉載されている同日附けの記事と對比して、この三者における塗抹・加筆による内容改變の相互關係を整理した結果、『舊檔』荒字檔→『舊檔』戾字檔（本文→一度目の改變→二度目の改變）→『老檔』という改變過程の窺えることに言及したことがある。(13) 從って、《滿文國史院檔》は『老檔』の成立過程とも關係があることになろう。但し、先に例示・引用した『天聰九年檔』の記事が『老檔』には全く轉載されていないなど、《滿文國史院檔》がそのまま『老檔』の稿本になっているとは言い難いような點もまた見える。さらにその『滿附第三册』→八―二→九という改變過程を推定した天聰九年一〇月一日及び同二日附けの記事を、順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』の滿洲文本に轉載されている同日附けの記事と對比してみると、僅かな相違はあるが、九における改變後の記載内容と酷似していることに氣附かされる。(14) 即ち、《滿文國史院檔》には清朝の實錄類の編纂過程と密接な關係のあることも窺えるのである。しかし同時にこの場合、神田氏の指摘するように、(15) 清朝の實錄類に轉載されていない記載も多數含まれているなど、《滿文國史院檔》の記事がそのまま清朝の實錄類の稿本になっていると俄に斷定することはできないようである。それでは、例えば八―二の「查べた。改修を終えた。清書せよ。」、あるいは九の「查べた。照合した。」という指示に象徵される内容改變はどのような目的のためであったのか。換言すれば、《滿文國史院檔》に收錄されている檔册類はどの時期にいかなる意圖で作製されたのであろうか。多くの課題を殘したままであるが、少なくとも筆者なりに《滿文國史院檔》における檔案史料としての特徵の一端を說明できたように思う。それではその中に含

まれている檔册の一つ、『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』のことに移りたい。

三　『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』をめぐって

この檔册の存在を知ったのは二で述べた一九九〇年における第一檔案館訪問時であった。その内容に強い關心を覺え、翌九一年に他の檔册をも含め、各葉の記載内容を調べて部分的に筆寫すると共に、同館にマイクロ＝フィルムの作製を依頼して入手したのであるが、不注意から一時期フィルムの大半が使用出來なくなった上に、九二年から九四年まで同館を訪問した際には、閲覧者がしばしば經驗するように、館側の事情で同檔册の閲覧が協わなかったため、その翻譯・整理・檢討作業は九六年の再開まで大幅に遅れることになった。[16] その作業を進めている間、九五年に第一檔案館で史料調査された神田信夫氏が『天聰七年檔』をめぐる論文の「注」において初めてこの檔册の存在を紹介され、續いて松村潤氏が同檔册を初めて用いた專論を發表された。[17] ただ松村氏の場合もその檢討對象は主として冒頭五葉までの記載部分に限定されており、必ずしもこの檔册の記載全體に亙る特徴に言及されているわけではないため、敢えてこの機會に同檔册を取り上げることにした。[18] なお、その體裁など、松村氏が既に説明されている内容については、特に觸れる必要があると思われる點を除き、重複を避ける意味からここでは割愛した。

《滿文國史院檔》の場合に限らず一般にどの檔册にも當て嵌まることであるが、收錄記事を論據として使用する際には豫めその作成年代、記載上の特徴、内容構成、編纂目的などを出來るだけ整理・檢討しておくことが必要となる。そこで本稿では主にこれらの點を中心に説明すると共に、若干の檢討を加えておきたい。

最初にこの檔册の作成年代に關する點であるが、その際、表紙の記載内容と收錄記事の一部が問題となる。というのも松村氏はこの表紙に見える記載を論據に、「この册子が書寫されたのは天聰年間である」と、あるいはまた「この鈔本は明らかに天聰年間に作成されたもので」と斷定しているのであるが、[19] 實は同論文中に引用している記事にこの論據と矛盾

すると思われる記載が見えるにも拘らず、氏は特にその點に言及していないからである。そこで先ず、この點から整理・檢討してみたい。この檔册の表紙には、第一檔案館の登錄票（中國第一歷史檔案館藏滿文國史院檔、全宗號〇二、目錄號一〇七、卷號〇〇一、册號二）が添附されているほか、全て滿洲文で（原本には加筆に際してその該當箇所を示すために附した＋記號が見えるが、拙譯では全て省略した、以下同樣）、

UJU / nenehe +GENGGIYEN han i sain / yabuha kooli uheri / juwan nadan i→d… debtelin.

〔第一〕『先の〔ゲンギェン＝〕ハンの賢能に事を行なった事例・全一七條』

と記載されている。一般に檔案史料の原本を實見すると、筆跡・墨色の相違が明瞭で、加筆部分や塗抹部分における相互關係を明瞭に識別できるが、この場合にも「第一」、「ゲンギェン」、「先のハンの賢能に事を行なった事例・全一七條」の相互で筆跡・墨色が明らかに異なっている。しかも「ゲンギェン」が完全な加圈點文字である以外は、全て無圈點文字で記載され、さらに「先のハンの……」の一部に墨色の異なる圈點が附されているのである。卽ち、もともとは無圈點文字で「先のハンの賢能に事を行なった事例・全一七條」とだけ記載されていたところに、後から先ず「第一」と加筆し、次いで有圈點文字で「ゲンギェン」と加筆されたことを知り得る。ただ「ゲンギェン」の加筆時期と「先のハンの……」の一部に圈點を附した時期が同時期なのかどうかについては判別できなかった。ただ有圈點文字の創始は一般に天聰六年のことと考えられており、この加筆の過程が、

第二代太宗の天聰年閒には太祖のことを nenehe han（先汗）と稱していたのであり、崇德年閒になると taidzu hūwangdi（太祖皇帝）と稱するようになるから、この册子が書寫されたのは天聰年閒である。

と斷定する松村氏の論據に直接影響するわけではない。むしろ、この表紙の記載から判斷する限り、氏の斷定は妥當と言うべきであろう。

ところがこの檔册五葉の表から裏にかけて收錄されている記事の末尾部分には、「太祖ゲンギェン＝ハンも亦、古の聖

人よりも甚だ劣ることなどどうして有り得ようか。」とあり、ヌルハチを「太祖ゲンギェン＝ハン」と、「太祖」の文字を用いて記載しているのである。確かに直接に「hūwangdi（皇帝）」とは表記していないが、改めて言うまでもなく太祖はもともと中國の宗法で始祖の廟を指す呼稱であり、中國で皇帝の靈を太廟に祠る際に追尊して贈る廟號に轉用され、特にその始祖に對して用いられているものである。筆者がかつて『丙子年四月〈祕錄〉登ハン大位檔』（以下、『登ハン大位檔』と略稱）によってホン＝タイジの皇帝即位の經過やその父ヌルハチと母イェヘ＝ナラ氏の諡號（皇帝號・皇后號・廟號）などを檢討したところでは、丙子（天聰一〇）年四月八日に滿洲・モンゴル・漢族の三國による衆議決定の形式でホン＝タイジを皇帝（hūwangdi）に推戴したい旨を奏上し、ホン＝タイジがこれを受諾。齋戒した上で一一日には天壇に赴き、ホン＝タイジを稱揚して寬溫仁聖皇帝（gosin onco hūwaliyasun enduringge han）、國號を改めて大清國、年號を改めて崇德元年とした後、同日引き續き、ヌルハチを追尊してその廟位を立てることを告示し、翌一二日に施行した。事實、『登ハン大位檔』に轉載されている一二日附けの一連の追封する祭禮記事や、同日附けの追尊し廟位を立てる祝文などからは、この一二日から崇德の元號を實際に用いたことや、ヌルハチとイェヘ＝ナラ氏に對して初めて太祖・太后の廟號を用いたことなどが明確に見て取れるのである。しかも一一日に天壇で祭告した祝文及び翌一二日にヌルハチ・イェヘ＝ナラ氏を皇帝・皇后に追封した祝文（『舊檔』・『老檔』未收錄）におけるホン＝タイジの言には、それぞれ（拙譯中のパラレル括弧內は筆者、以下同樣）、「衆人の意に從い、皇帝位（hūwangdi soorin）を受けて、國號を改めて大清國、年號を改めて崇德元年とした」、「朕を稱揚し、皇帝位（hūwangdi soorin）に附け、國號を改めて大清國、年號を改めて崇德元年とした」とあり、「皇帝位（hūwangdi soorin）」と明記しているにもかかわらず、その直後に宣揚した表文や祝文などには、例外なく「寬溫仁聖皇帝（gosin onco hūwaliyasun enduringge han）」とあり、『舊檔』や『老檔』の記事と同樣、ホン＝タイジに對する皇帝號には全て「hūwangdi」ではなく「han」の表記を用いているのである。これはホン＝タイジの時代は勿論、ひいては清朝におけるハンと皇帝號の關係を考察する上で注目すべき點であり、崇德年間にはむしろ意識的に「hūwangdi」

の表記を用いずに、「han」の表記を用いたのではないかと推論したことがある。[20] 問題の五葉の記事には一二～三世紀の金國の「〔太祖〕アグダ帝（TAIDZU agūda han）」や「第三代熙宗皇統帝（ilaci jalan i hidzung hūwangdong han）」の記載も見えるが、この場合にも「hūwangdi」ではなく「han」と表記している。従ってその末尾部分に見える「太祖ゲンギェン＝ハン」の「ハン」はアグダ帝や熙宗皇統帝の場合と同様の表記と言えなくもない。

「han」の表記のことは改めて別稿で取り扱うこととし、『登ハン大位檔』によってヌルハチに對して太祖を用いることが崇德元年四月一二日以降に始まったと考えざるを得ないことになると、この點は他の檔案史料類の作成年代を推定する上での大きな指標となり得よう。實はここで問題にしている檔册の記載以外にも、『舊檔』收錄の『天聰九年檔』など、例は少ないながら天聰年閒の日附を附した記事に「太祖ゲンギェン＝ハン」の記載が見えるからである。この場合、始祖の廟號としての皇帝號ではなく、中國の宗法に倣って單なる一族あるいは家の始祖の廟を指す呼稱として用いられていたに過ぎないとも考えられるが、そうであれば天聰年閒の日附を附した記事に少數の記載例しか見えない點をどう理解すればよいのであろうか。今後も引き續き檢討されなければならない問題であろう。それはともかく『登ハン大位檔』を見る限り、ヌルハチに對して太祖を用いて記載することは崇德元年四月一二日以降に始まったと考えざるを得ないのである。この點が正しいならば、問題の五葉裏に見える記事が記載されたのは、崇德元年四月一二日以降のこととなり、この檔册が天聰年閒に作成されたとする松村氏の斷定は必ずしも成立しないことになろう。

但しここで反論が一つ豫想される。この太祖の記載を含む記事は、松村氏が、

『內國史院檔』では「その脫れた子の名は Fanca。それから幾代暮した後」で敍述が途切れており、その後に細字の書き込みがあり、金の歷史を記し、完顏の金國と Aisin Gioro の滿洲國との發祥の地は同一であると述べている。この書き込みの部分は太祖武皇帝實錄には採用されていない。[21]

と言及する部分であり、しかもこの部分を除けばこの檔册にはヌルハチに對して太祖を用いた記載が一切見えないからで

ある。従って、この部分が崇德元年四月一二日以降に加筆されただけに過ぎず、松村氏の天聰年間作成説は否定できないとの反論である。

しかし、この場合、書き込み部分であるからといって直ちにこの檔册の作成年代を天聰年間とすることはできない。理由はその記載形態にある。前後の記事と比べて遙かに文字が小さく、前後の記事と同じ形態でないことは一目瞭然である。しかしまた、同檔册の他の記事に多々見られる加筆部分のように、行間や餘白に後から書き加えられたような形態でもないのである。この小文字部分の一行目だけは前の記事の行の並びから左側に逸れて言わば行間にあたる位置に記載されているが、全體は前後の記事に重なる位置に併記する形態で記載されているわけではない。何よりもその末尾部分に引き續いて同じ行の並びで後の記事を記載している點からは、この小文字部分が後から加筆されたとはとても考えられない。喩えるならば地の文に附した割註のような記載形態であり、前後の記事と同時に記載されたと判斷せざるを得ないのである。事實、これと全く同じ形態の記載はこの檔册一六葉裏に收錄されている記事にも、

その送ってきたことは考慮せず、父と祖父の仇を心に刻み、スレ＝ベイレ自らが兵を一氣に撤收し、國境の者を放って、漢人の（大明）國を討たせた（soosabuha）。〔○古くは漢人を討ち平らげることを soosambi（討つ）と言っていた。〕このように討たせて、漢人の清河堡（niowanggiyaha）城（hecen）の軍隊を擊破して、人を多數殺し、馬も多數手に入れた。

と見えており、やはり篇章號の圈點を附し小文字で記載された說明文が前後の文と同じ行の並びに挿入されている。この場合は內容からみて明らかに割註に相當する附記であろう。卽ち問題の五葉の小文字記載部分は、一六葉の場合と同樣、この檔册における記載上の特徵の一つである文中に說明文を小文字で附記したものと考えられるのである。そのことは、小文字部分における前後の記事との記載の相互關係や改變狀況[22]からも窺えるのであるが、紙幅の關係もあり、詳細は別稿に讓り、要點だけを示そう。

後續記事の冒頭に篇章號の圈點が附されているためであろうか、松村氏は「敍述が途切れており、その後に細字の書き込みがあり」としか述べていないが、小文字部分の前後にある記事はそのまま（原文の改行は示していない、以下同様）、「それから幾多の世代が生じた後、」「ドゥドゥ＝メンテムは有德の人として生まれて、」と、文脈上、繋げることができる。さらに小文字部分に先立つ記事には「ブクリ山の麓のブルフリ池の岸で生まれたブクリ＝ヨンションは、オモホイ野のオドリ城に住んで、混亂していたマンジュ國におけるベイレとなって暮らした。」とあり、また後續の記事には「〇ドゥドゥ＝メンテムは有德の人として生まれて、（仇の）四十人の子孫の者を、そのもともと住んでいたオモホイ野のオドリ城から日が沈むの方角に一千五百里の先にあるスクスフ川の、ヘトゥ＝ア……アラという名の地に欺いて連れて來て、半分を父祖の仇敵として殺した。それからそのヘトゥ＝アラの地にそのまま住んだ。」とある。そしてこの小文字部分には「アイシン（金）の第三代の熙宗皇統帝（hidzung hūwangdong han）は、その祖先が住んでいた會寧府の故郷を棄て、漢人の（地の）汴京城に移った。第一〇代の時に道理が崩壞するために、國民は皆モンゴル人、漢人になって、官・民・文・武の道理は全て絶え果てた。故地に殘った國人は皆、エジェンもなく、道理もなく、勝手に暮らして〔暮らし〕、世代については全く判らなくなって、判然とはしないものの多くの世代があったということである。會寧府とオモホイ野は共に白山の日が昇る側にある。」とある。即ちこの小文字部分は、前後の記事に記載されている「オモホイ野」に關する説明文として挿入され、しかもその意圖は、アイシン（金）とマンジュとにおける國の起源が一つであるとした上で、その關係をヌルハチに直接結び附けてマンジュ國及びヌルハチの權威を明示することにあったことが窺えるのである。(23) ただ説明文としては內容がかなり飛躍しており不自然である。この小文字部分は松村氏も觸れているように太祖武皇帝實錄や滿洲實錄に轉載されていないが、その理由の一つには、もともとが附記である上にこの不自然な點があるようにも思われる。それはともかく、「太祖ゲンギェン＝ハン」の記載を含む小文字部分は、その前後の記事と同時に附記された言わば割註部分としてまず間違いないであろう。となればやはりこの檔册が天聰年間に作成されたとは考え難いのである。

もしそうであれば、松村氏の天聰年間檔册書寫説は氏の研究課題である清朝開國説話の成立時期や改變過程を檢討する上での前提になっており、その檢討結果にまで直接影響を及ぼすことになる。卽ち、氏はこの天聰年間作成説を論據の一部にして、

今回『內國史院檔』の鈔本には、三仙女傳説が記されており、そしてこの鈔本は明らかに天聰年間に作成されたもので、しかも崇德初纂の『太祖太后實錄』の草稿の一つと思われることから、三仙女傳説は初纂本にあったものであり、順治重修本をそのまま書寫したに違いないから、順治重修の際に改變したという説は訂正せざるを得ない。そしてこのことは『內國史院檔』の書寫年代が、天聰九年五月六日以降であることを示すものである。

と結論附けているからである。そのこともあり、この檔册に「太祖ゲンギェン＝ハン」の記載が見えることについては氏による何らかの説明が欲しかったところである。

ところで、この檔册が崇德元年四月一二日以降に作成されたとして、その場合、收錄されている記事はどうであろうか。筆者はこの檔册に收錄されている記事の大部分については、松村氏とは別の視點から、天聰年間に書寫されたものと推定するのである。誤解を避ける意味から、今少しこの點について私見を附け加えておきたい。

そのように推定する根據として以下の點がある。その第一は、やはり五葉の小文字で記載された部分以外の記事にヌルハチに對して太祖を用いた記載が一切見えないことである。第二は、『滿洲實錄』の場合と異なり、この檔册に收められた開國傳説部分では、ブクリ＝ヨンションが混亂を治めてエジェン（主）としてのベイレとなる以前をジュシェン國と明記し、エジェンとしてのベイレとなってからをマンジュ國として區別していることである。加えて、「ジュシェン國の三姓の者」、「ジュシェン國の人」、またブクリ＝ヨンションを説明して「天の命によって神の靈魂は變えられて、ジュシェン人の姿で生まれさせられた」とあるほか、マンジュ國以降についても、「後に生まれた子孫等が生まれ誤って、ジュシェンの民を甚だしく苦しめたので」とあり、民族名としては一貫してジュシェンと稱している。ホン＝タイジ時代の天聰

九（一六三五）年一〇月に、このジュシェンを民族名として用いることは禁止され、以後はマンジュの民族名を稱するようになっていることを考慮すると、この檔册に收められた開國傳說部分の記述が作成・書寫されたのは、天聰九年一〇月以前ということになろう。第三は、この檔册收錄記事における記載上の特徵にある。文中に說明文を小文字で附記していることは既に觸れた。このほか、その收錄記事の上部餘白には墨圍の有無に不統一はあるが、四葉裏の「これ（ブクリ＝ヨンション）を推戴して我等の國におけるベイレとしたい。我等のナト＝ベリ＝ゲゲをこれ（このベイレ）に妻として差し上げたい。」に對する「ベリは娘の名」、一八葉裏の「ニングタの第三祖ソオチャンガの子のロンドンが、サルフのノミナの弟のナイカダを唆し、」に對する「ロンドンはゲンギェン＝ハンの一族の叔父。サルフは地名。ノミナは城のエジェン。」、二一葉表の「そのことをお前は是と決して考えるな。我々の姉については彼の不善のために彼女が死んだ。」に對する「姉というのはゲンギェン＝ハンの生母」など、隨所に同樣な附記が見られる。また各記事には塗抹・加筆による訂正箇所が多々見られ、《滿文國史院檔》・『舊檔』所收の『天聰九年檔』のように、「査べた。改修を終えた。淸書せよ。照合した。記せ。」などの直接の指示こそ見えないが、八葉裏三行目～九葉表八行目、九葉裏一～三行目、一〇葉裏二行目～一三葉裏三行目、一三葉裏四行目～二二葉表一行目、二二葉表二～八行目、二二葉裏一～七行目をそれぞれ一纏めに大きく墨で圍っている。その指示する具體的內容（抹消・照合・轉寫など）については、現段階で見ることのできる關係史料と對比しても判斷し兼ねるが、何らかの注意を促す指示であることは閒違いない。これらのことは明らかにこの檔册がさらに轉寫されるものであることを示すものと言えよう。しかしその全體の構成には未だ不備な點が多く見られ、とてもこのままで定稿になったとは考え難い。ただ、この檔册に收錄されている殆どの記事は無圈點文字で記載されているが、その改變前の記載を見ると各葉八行で文字の配置が非常によく整っているなどの特徵に氣附かされる。他の明らかに初稿原本と思われる檔册の場合と比較しても、これが初稿原本であったとはとても考えられない。第四は、冒頭に示したこの檔册の表紙の記載に關する點である。そこに見える無圈點文字による「UJU」、「uheri juwan nadan debtelin.」について、神田信

夫・松村潤の兩氏は共に、全一七卷からなる第一卷の部分と述べている。通常一般に見られる「debtelin」の用例を考慮すればこの理解が最も妥當である。ただこの場合、兩者の筆跡・墨色は全く異なっている。「第一」は明らかに後からの加筆なのである。無論、後に全一七卷の第一卷と確認して加筆したとも考えられるが、ここでは敢て別の考え方を示しておきたい。實は、既に神田・松村兩氏の指摘があるように、檔册は單獨で《滿文國史院檔》の卷號〇〇一として分裝・登錄されてはいない。「中國第一歷史檔案館藏滿文國史院檔、全宗號〇二、目錄號一〇七、卷號〇〇一、册號一」の登錄票が添附された檔册と一緒に一箱に分裝されている。その檔册の表紙には「金例二」と漢字表記された題簽があり、表紙の裏には滿洲文で「kamciha / aisin i kooli jai（一緒にした／金の事例・第二）」と記載されている。檔册の內容は既に指摘されているように『金史』滿洲文譯の稿本と思われる。神田・松村兩氏は觸れていないが、實はこの檔册の表紙の記載はこれだけではない。筆者が實見した際、全くの偶然により、表紙の「金例二」の題簽に隱れる位置に滿洲文で「jai（第二）」と記載されているのが見て取れた。無論、この「jai」は表紙裏の「aisin i kooli jai」のこととも考えられる。しかしこの檔册所收の記事は、先に附記部分と推定した小文字部分に見える金國に關する記載內容と重なっているのである。となれば、實見時に筆跡・墨色からは確定できなかったものの、この「第二」は、今問題にしている「第一」と照應するものではなかったのか。塗抹の理由までは判然としないが、『金例二』の表紙裏にある「kamciha（一緒にした）」の記載は、このことを裏附けるものではないのか。もしもそうであれば、問題の「第一」は第一卷の意味ではないことになる。またこの『先の〔ゲンギェン＝〕ハンの……』の檔册は、既に觸れたように、隨所で記載內容を改變しているが、その際の特徵の一つに、篇章號の圈點を加筆・抹消していることがある。卽ち、記事構成の改變が試みられているのである。そしてその改變結果だけを整理してみると、正確には符合しないが、ほぼ一七に近い構成狀況になっているのである。單なる偶然かも知れないが、このことに注目すると、この檔册は全一七卷の第一卷ではなく、全體が約一七に構成された單獨のものではなかったかとも推定できることになる。先に冒頭でこの檔册の表紙に見える記載を譯出する際に敢て「全一七條」と

し、また同檔册を『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』（以下、この表記で示す）とだけ假稱した理由はこの點にある。以上の四點に鑑みて、この檔册は、天聰年閒までに作成された記事を書寫して整理したおそらくは崇德年閒のごく初期の稿本をそのまま轉寫した上で、さらに內容を改變して次に引き繼がれたもの、卽ち、《滿文國史院檔》所收の『天聰九年檔』の場合と同樣、改變過程の途上における一檔册ではなかったかと捉えたい。『天聰九年檔』の場合のように、同種の記載內容からなる別の檔册の發見が待たれるところである。些か冗長な說明になったので、先を急ごう。

次に、『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』の內容構成であるが、淸朝始祖開國說話のうちの三仙女傳說から始まり、萬曆一二（一五八四）年までの記事が收錄されており、『滿洲實錄』收錄の記事と對比すると槪ね卷一から卷二冒頭部分に相當する。但し、收錄順序がかなり相違する上に、『滿洲實錄』には全く收錄されていない記事もみえる。また重複する記事の場合にも記載の異同が多く、全く同一の記述になっている例は少ないなどの特徵がある。以下、その構成を整理した結果の槪要を、改變後における篇章號の圈點に基く假の構成順序と葉數（表はa、裏はbで示す）を附して箇條書きした上で、二・三の例を示すことにしたい。そこでその構成であるが、①三仙女からブクリ＝ヨンションまでの說話（一a～四b）、②六月のファンチャ脫出說話（四b～五a）・金國とマンジュ國の起源が一つとする附記（五a～五b）、③ドゥドゥ＝メンテムから六祖に至る系統・六祖の長祖デシクから第四祖ギオチャンガまでに關する子孫の系統のうち、ギオチャンガの長子リドゥン＝バトルの子のボイゴチまで（五b～七a）、④ギオチャンガの第四子タクシの第一の妻に生まれたヌルハチを含む息子三人と娘一人の名・第二の妻に生まれた息子の名・ハダのワン＝ハンが與えた妻に生まれた息子の名・六祖の第五祖ボオランガ及び第六祖ボオシに關する孫までの系統（七a～b）、⑤第二祖リオチャンのジュシェンでヘメの地に住んでいたナランガ＝ミイェトゥという名の者の牛の盜難事件を發端とする第五祖ボオランガの戰死とギヤムホのムクドゥンガ＝ジャンギン城の攻略（七b～八b）・ニングタのベイレ達が養った娘の強奪とギャフ＝マファの孫イスの殺害を發端とするウユンタイ攻略と第二祖リオチャンの第三子メントゥの戰死・第五祖ボオランガの息子の嫁の強奪を發端とするギャ

フ攻略（八b～九b）、⑥第五祖ボオランガの孫ボルゴンが誤殺されたことを發端とするジェレンゲ攻めとその死刑（九b～一〇b）、⑦第四祖ギオチャンガとリドゥン親子を天が慈しんでエジェンとして差し遣わす記述・アハナ＝ウェジゲの求婚とエルギ＝ワルカの殺害事件に端を發するドンゴのケチェ＝バヤンとの戰爭經過（一〇b～一三b）・ニングタのベイレ達とハダのワン＝ハンとの姻戚關係に觸れた附記（一三b）、⑧ヌルハチの誕生から二一歲までの經緯（一三b～一五a）、⑨萬曆一一年（ヌルハチ二五才）にニカン＝ワイランの策略でヌルハチの父と祖父が殺害される前後の經緯・マンジュ國の者及び五祖の子孫達が全てニカン＝ワイランに服從してヌルハチに敵對する經緯・五月におけるヌルハチによるニカン＝ワイランのいたトゥルン城攻めの經緯・八月におけるヌルハチによるニカン＝ワイランのいたギヤバン城攻めの經緯・サルフ城のノミナとナイカダ殺害の經緯・第六祖ボオシの子ら三人の要請したハダの兵がフジ掠奪に失敗する經緯（一五a～二二a）、⑩六祖のうち第四祖までの子らが裕福であったのに對し第五～六祖の子らは貧窮していた記述・第四祖以外の六祖の子らがヌルハチを殺害しようとした記述・六月夜にヌルハチの住んでいたヘトゥ城（hetu hoton）に賊が侵入しようとして失敗する經緯（二二a～b）、⑪エルデニ＝バクシのヌルハチに關する見解（二二b～二三a）、⑫九月夜に再度賊が侵入しようとして失敗する經緯（二三a～b）、⑬萬曆一二年（ヌルハチ二六才）正月におけるリダイ攻めの經緯・サンジャンがヌルハチの妹の夫ガハシャン＝ハスフを殺害する經緯・ヌルハチがその遺骸を取り戻して葬る經緯・六月に仇討ちとしてマルドゥンの山鎭攻めの經緯・九月にドンゴのアハイ＝バヤン攻めの經緯・オンゴロ攻めの經緯・ヌルハチ負傷の經緯・ヌルハチが自分に傷を負わせた二人を待遇する經緯（二三b～三一a）、⑭ヌルハチが天の慈しみを受けている旨の記述（三一a）、⑮四月夜に侵入した賊をヌルハチが捕えた後に解放する經緯（三一a～三三a）、⑯ハンやアンバンの事績を繪にした經緯（三四a）、というようになる。このなかには、記載內容の改變後に獨立性の強くなった②の長文による附記（五a～五b）があるので、もしもこれを獨立させれば、全體で一七の構成になるが、果たしてどうであろうか。それはともかく、以上の構成を見ると、前述したようにその全體の構成が未だ不備であることは窺えよう。と同時に、『大淸

太祖武皇帝實錄』や『滿洲實錄』には見えない記載の多いことも見て取れる。開國說話のことはさておき、③・④に記載されている六祖からヌルハチの代に至る系統の內容はこれまでのどの關係史料よりも詳細であり、この『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』の記載によってその系譜はかなり充實したものに改めることができよう。新たな知見が得られるこのほかの具體例として、ヌルハチに關わる⑧、⑩、⑪を示した上で、最後に『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』の編纂目的にも關わる⑯に言及して終えることにしたい。

最初に、⑧の『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』一三葉裏から一五葉表に收錄されている記事を見ると、

ヌルハチ＝スレ＝バトゥルは全てにおいて有德であったが、ベイレが一〇歲の時に、生母が死んで、次に（父が）娶った繼母のもとで暮らすのに、この上ないほど大變な苦勞をした。どれほど苦勞したかと言えば、一六歲になった時、ようやく妻を與え（られ）た。一九歲になった時、ようやく分家させ（られ）た。分家させるために（分け）與える際に、夫婦（卽ち父親と繼母）は揃って（充分には）與えなかった。あれやこれやで、六人の男、五人の女、二匹の馬、四頭の牛を與えた（だけであった）。それに對して、父親の家にはアハ一〇〇人餘りがいた。馬、牛、牧畜が（多數）飼われていた。「たくさん連れて來て欲しい。」と言った際に、繼母の言葉を聽き入れた父親が言うのに、「お前の第三祖ソオチャンガは、その子ホオセ＝バヤンに僅かにマイセという名の夫婦を與えただけだった。私の父である第四祖は、お前の伯父であるリドゥン＝バトゥルに僅かにウイダ（という名）の夫婦を與えただけだった。彼等も亦（我々同樣）富裕になっている。信じて試行錯誤を重ね、名を擧げて暮らしている。お前は何ということを（言うのか）。」と、繼母の言葉を聽き入れてしきたりをほじくり出し、このように言って、多くは與えなかった。このような次第で、大變に貧窮し、苦勞を重ねて暮らし、唯獨りで商いを行なったり、鷹狩りを行なったりした。このように大變に貧窮し、苦勞を重ねて暮らした後、二一歲になった時、衣、食、騎馬、用人の術（すべ）を少し手に入れて暮らし始めたので、父母はお互いに託し〔押し附け〕、「（以前に）與えなかったアハや與えなかった家畜を、今、受け取

れ。」と言ったけれども、スレ＝ベイレは、自分に以前與え（られ）ないで苦勞したことを思い、內心辛かったその心の痛手があまりに大きかったので、その與えようとするアハや家畜を受け取らなかった。

とある。卽ち、ヌルハチの當初の呼稱がスレ＝バトゥルであったこと、從來結婚年齡は一九歲とされていたのが一六歲であったこと、分家に際して分與されたものの內容が六人の男、五人の女、二匹の馬、四頭の牛であったこと、分家後の生計の立て方が單獨の商いと鷹狩りであったことなど、從來知られていなかった點がかなり明確になる。次に⑩の二二葉表に收錄されている記事を見ると、

もともと六人の祖の子らが暮している時、四人の祖の子らは富み、豐かに暮した。第五祖、第六祖の子らは貧窮し、苦勞して暮した。長祖の子ら、第二祖、第三祖、第五祖、第六祖の子らが「スレ＝ベイレを殺したい。」と、祠っている堂子に誓って、賊を放って數回に亙って殺そうと謀ったけれども、天の命によって生まれたスレ＝ベイレ（の命）を取れなかった。……

とあり、ヌルハチとニングタのベイレらとの確執の背景に經濟鬪爭のあったことが明確に見て取れる。また⑪の二二葉裏から二三葉表に收錄されている記事を見ると、

○エルデニ＝バクシが言うのに、「スレ＝ベイレが（その居）城の上に登ったのは、天の命で生まれた者であるので、天はその（スレ＝ベイレを暗殺しに來た）賊が登りきってしまわないようにと、城の上にスレ＝ベイレを登らせたのであろう。」

とあり、エルデニ＝バクシの言をかりて、ヌルハチが天命に適った者であると強調し、その權威を高めようとしていることが窺える。そして同樣な意圖の見える記載は他にも散見する。卽ち、以上の數例だけからも直ちに知れるように、この『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』によって、從來の場合よりも遙かにヌルハチ及びその一族の實像に迫ることができるのである。ところで、この⑪などからも『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』の編纂目的は窺えるが、それでは最後に⑯のこと

に移ろう。

この三四葉表に收錄されているこの⑯の記事は、その直前の三三葉裏に「原件破損」の紙片が添附してあるように、その上部から墨圍の附記の下部にかけて左右に大きく破損している。そこで原本によってできる限り復元した結果を譯出すると、

〔ゲン（ギェン）＝ス（レ）＝ベイ（レ）〕

（？）の舊 jamji boo（繕事房？）の梁に貼られる紙に繪を描くに際して、（？）。「梁に貼られる紙には、弓を射た馬上の敵に對して攻めたのを決して（忘れるな？）。古い賢能な事例（として）、ハン・アンバンが行なった、手に入れた、失ったことについて繪に描け。」と（言った）ので、壞れた書房のアンバンらのために來て、（言）った言葉を告げた。文（官の）アンバンらはダハイを首班として『帝鑑圖（di jiwen tu）』という（皇）帝の鑑の繪の書を探し求めて、各二つごとの臺、五枚の紙に對して、用いることが良い場所に繪を描いて貼り附けた。ハンが見て、「（見る者が）判らない（狀態で）繪が描かれているぞ。完了した文を書け。」と、ジュシェン語（jušen bithe）で書かせた。

とあり、內容の上で明らかに三三葉までの記事とは異質である。末尾にジュシェン語とあることからは天聰九年以前と、また文中の人物がダハイで誤りなければ、一般にその死亡したのは天聰六（一六三二）年とされているので、天聰六年以前に記載された記事と考えられるが、そもそも何故この『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』の末尾に收錄されたのであろうか。管見の限り、他に同內容の關係記事を持たないため、理由は判然としない。あくまでも『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』に關係があるから收錄されたとする假定の前提に立って考えるしかないであろう。もしもそうであれば、ハンやアンバンの事績を「古い賢能な事例」として殘すために繪を描き、しかもそこに天聰六年以前のジュシェン語、卽ち無圈點文字による滿洲語で文を書いたという內容であるから、この『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』そのものか、あるいはその

原本か、あるいはまたその一部分かがこれに相當するということになろう。その目的は明らかにヌルハチの權威を高めることにあったと考えられる。しかもその際、『帝鑑圖』に倣ってハンやアンバンの事績を繪に描いたとある。そこで直ぐに思い浮かぶことは、他に類を見ない繪入りの實錄として知られる『滿洲實錄』との關連である。この『帝鑑圖』は明末の隆慶六（一五七二）年に張居正・呂調陽らの撰で作成されたと一般に言われている『帝鑑圖說』のことと考えて閒違いないであろう。北京にある故宮博物院圖書館に順治年閒作成の滿洲文譯抄本が現存することからも、清朝がその入關前（清初前期）の段階で他の中國古典類同樣、強い關心を示していたことは容易に窺えるからである。もしも、この記事にある『帝鑑圖說』に倣って描かれた繪の說明文が、何らかの檔案改變過程の途上に位置する『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』を經て、繪と共に『滿洲實錄』にまで受け繼がれたとの假說を立てることができたならば、非常に興味深いことになる。全ては向後の研究に委ねるしかないが、『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』收錄記事の中でも特に注目したい記事の一つである。

四　おわりに

故宮博物院文獻館舊藏の宮廷檔案の一部であり、現在は中國第一歷史檔案館に《內閣滿文檔簿》として登錄・保管されていた檔冊類である《滿文國史院檔》の中から、東北部における女眞（滿洲）族統合の象徵であるアイシン國が形成される以前のヌルハチに關する無圈點滿洲文檔案である『先ゲンギェン＝ハン賢行典例』を取り上げ、些か檢討を試みた。その是非はともかく、『大淸太祖武皇帝實錄』・『滿洲實錄』に繫がる檔冊であり、この檔冊によって、淸朝始祖開國說話、ニングタのベイレからヌルハチに繫がる一族の系統、ヌルハチやその一族の實像、當時における權力鬪爭の社會背景など、多くの點に關する新たな知見が得られる意味で、淸朝入關前史、延いては淸朝史研究における貴重な史料であることは說明できたように思う。

ところで清朝史研究における檔案史料の重要性が指摘されて久しい。(24) 現在のところ、影印本、活字本として數多くの檔案類が刊行されているほか、檔案に關する充實した內容の文獻目錄類も利用することができる。そして何よりも中國各地の檔案館等で檔案史料を容易に實見できる狀況にある。但し、一次史料としての特性が強調される餘り、學會などの集まりに出席すると、ともすればその一部から、檔案を論據にしているから學說として信憑性が高いとか、檔案を用いていないから信憑性が薄いなどという旨の囁きを聞く。このような言わば檔案第一主義のような傾向さえ見受けられるのは如何なものであろうか。現在より遙かに史料上の制約があった時代に構築・提示された先學の學說が今なお大きな柱となっている場合の多いことを思うと、一層その感を強くする。檔案史料は一次史料ではあるが、枝葉の事例のことが多い。たとい數多く集めようと、幹の部分を見通す洞察力が備わっていなければ、實像や本質を見失うことに成り兼ねない。檔案史料は枝葉の事例を傳える一次史料であるからこそ貴重であるが、その利用に際して細心の注意を拂わなければならないことは無論のこと、豫め編纂史料などでその概要を押えておくなどの準備が求められよう。自戒として筆を擱きたい。

註

(1) 清朝史に關わるその一部を刊行年順に示すと、石橋秀雄編『清代中國の諸問題』(山川出版社、一九九五年)、濱下武志『朝貢システムと近代アジア』(岩波書店、一九九七年)、並木頼壽・井上裕正『中華帝國の危機』(世界の歷史一九、中央公論社、一九九七年)、森正夫ほか編『明清時代史の基本問題』(中國史學の基本問題四、汲古書院、一九九七年)、檀上寬『永樂帝——中華「世界システム」への夢』(選書メチエ一一九、講談社、一九九七年)、水林彪・金子修一・渡邊節夫編『王權のコスモロジー』(比較歷史學大系一、弘文堂、一九九八年)、尾形勇・岸本美緒編『中國史』(新版世界各國史三、山川出版社、一九九八年)、岸本美緒・宮嶋博史『明清と李朝の時代』(世界の歷史一二、中央公論社、一九九八年)、『岩波講座世界歷史一三(東アジア・東南アジア傳統社會の形成:一六—一八世紀)』(岩波書店、一九九八年)、岡田英弘『皇帝たちの中國』(原書房、一九九八年)、若松寬編『アジアの歷史と文化七(北アジア史)』(同朋舍、一九九九年)、松丸道雄・池田溫・斯波義信・神田信夫・濱下武志編『中國史四—明〜清—』(世界歷史體系、山川出版社、一九九九年)などがある。

(2) 拙稿「清初皇帝權の形成過程——特に『丙子年四月〈祕

錄〉登ハン大位檔』にみえる太宗ホン＝タイジの皇帝即位記事を中心として――」（『東洋史研究』五三―一、一九九四年）、同「清初祭天儀禮考――特に『丙子年四月〈祕錄〉登ハン大位檔』における太宗ホン＝タイジの皇帝即位記錄にみえる祭天記事を中心として――」（『清代中國の諸問題』）、同「マンジュ（manju, 滿洲）王朝論――清朝國家論序說」（『明清時代史の基本問題』）、同「清朝の支配權と典禮――特に清初前期におけるハン權・皇帝權と即位儀禮・祭天典禮の問題を中心として――」（『王權のコスモロジー』）、同「清朝國家論」（『岩波講座世界歷史一三』）、同「多民族國家清朝をめぐって――歷史上の位置附け・時代區分・支配構造・正統性の問題を中心として――」（『世界史の研究』一七九、山川出版社、一九九九年）など。

（3）石橋秀雄「征服王朝清をめぐって」（『世界史の研究』五四、山川出版社、一九六八年）、同「大元・大明・大清時代と五族の中國」（『世界史の研究』六三、一九七〇年）、同『清朝史再考――明末清初と五族の中國』（清朝史研究刊行會、一九八九年）、同「清初のハン Han――太祖から太宗」（『世界史の研究』一五五、一九九三年）参照。

（4）註（2）参照。

（5）拙稿「清初皇帝權の形成過程」、同「清初祭天儀禮考」。

（6）神田信夫「孔有德の後金への來歸――「天聰七年檔」の檢討を通して――」（『東方學會創立五十周年記念東方學論集』、一九九七年）、松村潤 'The Founding Legend of the Qing Dynasty Reconsidered.' ("Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko" No. 55, 1997)、同「清朝開國說話再考」（『二松學舍大學人文論叢』六一、一九九八年）。なお松村氏の二論文は全く同一內容であるので、本稿で示す際には後者を用いる。

（7）註（6）参照。

（8）この訪問に際しては、たまたま第一檔案館での調査時期が重なった加藤直人氏の御協力を得た。記して謝意を表したい。

（9）この名稱について、神田氏は「北京の中國第一歷史檔案館には、「內國史院檔」と稱する滿文の檔册が所藏されている。」（「孔有德の後金への來歸」四三一頁）と、また松村氏は「中國第一歷史檔案館所藏の「清入關前內國史院滿文檔案」については、」あるいは「しかし「中國第一歷史檔案館所藏滿文內國史院檔」と題して整理されている」（「清朝開國說話再考」一三二頁）と記している。確かに內祕書院・內弘文院と共に內三院を形成した內國史院時代（天聰一〇年～順治一五年）の檔册が大半を占めるので、「內國史院檔」の名稱は檔册の內容を顯著に示すものとして妥當と思われるが、本稿では第一檔案館における登錄分類上の名稱に準據し、《滿文國史院檔》と表記する。松村氏が「しかし「中國第一歷史檔案館所藏滿文內國史院檔」と題して整理されている」と述べている標題は各檔册に添附されている第一檔案館の登錄票によるものと考えられるが、本文で後述するようにその登錄票には「中國第一歷史檔案館藏滿文國史院檔」とあるほか、同館の目錄における項目名稱も《滿文國史院檔》と

なっており、誤解であろう。なお、内國史院をはじめ、内三院については、神田信夫「清初の文館について」（『東洋史研究』一九―三、一九六〇年）、宮崎市定「清朝に於ける國語問題の一面」（『東方史論叢』一、一九四七年、後に『アジア史研究』第三、東洋史究研會、一九六三年、さらに宮崎市定全集一四『雍正帝』、岩波書店、一九九一年に採錄）に詳しい。

(10) 『舊滿洲檔』のことも含め、清初期の滿洲文檔案史料については、神田信夫「清朝興起史の研究――序説『滿文老檔』から『舊滿洲檔』へ――」（『明治大學人文科學研究所年報』二〇、一九七八年）、'From Man Wen Lao Tang to Chiu Manchou Tang.' ("Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko" No. 38, 1980)、同「清代史の研究と檔案」（『駿臺史學』五〇、一九八〇年）に詳しい。氏は早くから滿洲文檔案史料が清初史研究における重要な根本史料であるとし、とりわけ『滿文老檔』（乾隆年間に原檔を整理重鈔して編纂）の原型であり、『滿文老檔』に未收錄の記事をも含む『舊滿洲檔』の重要性を指摘している。また『滿文老檔』と『舊滿洲檔』の關係については松村潤「『滿文老檔』・『舊滿洲檔』對照表（太宗朝）」（『遊牧社會史探究』別册、一九七八年）の「はしがき」に纏められている。本稿で『舊滿洲檔』の記載を用いる際には、讀者の便を考慮し、臺北・故宮博物院編印『舊滿洲檔』（全一〇册、一九六九年）を編印本と略記の上、その册數と頁數を示すことにする。なお『天聰九年檔』については神田信夫・松村潤・岡田英弘譯註『舊滿洲檔（天聰九年）』（一・二、東洋文庫清代史研究室、一九七二・七五年）が、また『滿文老檔』については滿文老檔研究會譯註『滿文老檔』（Ⅰ～Ⅶ、東洋文庫、一九五五～六三年）がある。

(11) 同様のことは既に神田信夫「孔有德の後金への來歸」においても指摘されている。（四三七・四四〇・四四三頁）。

(12) 註(8)參照。

(13) 拙稿「八 gūsa と八 gūsa 色別との成立時期について――清朝八旗制度研究の一環として――」（『中國近代史研究』三、一九八三年）。

(14) 拙稿「順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』の滿文本について」（松村潤先生古稀記念『清代史論叢』、汲古書院、一九九四年）。

(15) 神田信夫「孔有德の後金への來歸」四三三～五・四三七・四三九～四〇・四四二～三頁。

(16) 澁谷浩一「中國第一歷史檔案館における檔案閲覽――露清關係史檔案を中心に――」（『滿族史研究通信』三、東洋文庫清代史研究室滿族史研究會、一九九三年）參照。

(17) 拙稿「マンジュ王朝論」《追記》參照。

(18) 神田信夫「孔有德の後金への來歸」四四三頁「注(2)」、松村潤「清朝開國說話再考」。

(19) 松村潤「清朝開國說話再考」一三二(1)・一一六(17)頁。

(20) 拙稿「清初皇帝權の形成過程」。

(21) 松村潤「清朝開國說話再考」一一六(17)頁。

(22) この部分に限らず、この檔册全體には塗抹・加筆による改

變部分が數多くあるにも拘らず、松村氏は全て改變後の結果のみに從い、塗抹部分は全く示していない。氏の檢討課題に鑑み、問題が殘ると思われる。

(23) この部分における改變過程を見るとその經緯や意圖を詳細に窺えるが、その點は別稿に讓りたい。

(24) 註(10)參照。

in Hui-zhou rural society. Powerful lineages who occupied much of agricultural resources, often recruited the immigrants or landless peasants to cultivate paddy land and forested mountains, and even asked them to perform various labour services. From the 16th century, however, the development of commercial agriculture enabled a proportion of "dian-pu" to accumulate capital by planting all sorts of commercial products. Furthermore, many "dian-pu" accompanied their masters to trading area as managers or clerks, and sometimes succeeded to make some fortune.

On the other hand, under the competitive and overpopulated circumstances of the Hui-zhou society in the late Ming, much more "dian-pu" who could not gain from the commercialization, were further reduced to poverty. A proportion of "dian-pu" who hoped to seize new economic opportunities and accomplish upward social mobility, often tried to break away from their hereditary status. On the other side, many impoverished "dian-pu" often attempted to escape from landlord's supervision. However, landlords generally did not approve their release from hereditary status. As a result, the stratification of "dian-pu" class further strained the landload-"dian-pu" relations, and disputes among them became more and more. This threatening situations finally brought about a large scale rebellion of militarized "dian-pu" and bond servants throughout Hui-zhou prefecture in the Ming-Qing transitional period.

A BASIC STUDY ON THE RECONSTRUCTION OF THE HISTORICAL IMAGE OF THE QING DYNASTY BASED ON AN INVESTIGATION OF THE *NENEHE GENGGIYEN HAN I SAIN YABUHA KOOLI UHERI JUWAN NADAN DEBTELIN*, EARLY QING MANCHU ARCHIVES IN THE PRE-1644 PERIOD

ISHIBASHI Takao

In the *Manwen-guoshiyuan-dang* 滿文國史院檔 vol (juan). 001 housed in the Chinese First Historical Archives 中國第一歷史檔案館 of Beijing, there are two sorts of Manchu manuscripts. One of them is titled *Aisin i*

Kooli Jai which is a part of the Manchu translation of the *Jin-shi* 金史 (History of the Jin Dynasty). And the other, titled *Nenehe GENGGI-YEN Han i Sain Yabuha Kooli Uheri Juwan Nadan Debtelin* (the good deeds of the former brilliant khan, in totally seventeen articles), contains the documents about the legend of the Qing founding and the Ninggun Mafa 六祖, the six ancestors of the Qing dynasty, as well as the records of Nurhaci (the founder of Aisin Gurun and the first khan of the Qing) by the year of 1584 in the pre-khan era. It corresponds to chapter (juan) 1 and the first article of chapter 2 of the *Manzhou-shilu* 滿洲實錄.

This paper examines the latter archives, which was dated to the years of Tiancong 天聰 (from 1627 to the eleventh day of the fourth month of 1636) in previous studies, and concludes that it should be dated to the years of Chongde 崇德 (from the twelfth day of the fourth month of 1636 to 1643). In this Manchu archives, we can find the new details of Ninggun Mafa, Nurhaci and other historical events in the Nurhaci's pre-khan era which have never been known before. So according to this entirely new knowledge, the early Qing history, especially in the Nurhaci's pre-khan period can be reconstructed more completely.

RYUKYU REFUGEE REPATRIATION SYSTEM OF THE QING DYNASTY—A CASE STUDY OF THE "SANYOU IRIOMOTE SEN" SHIPWRECK IN 1760—

AKAMINE Mamoru

The shipwrecked Ryukyu refugee repatriation system of the Qing dynasty was fundamentally based on that of the Ming dynasty, and was further developed into a structured national security system.

Almost all the provinces along the coast of China encountered the incidences that shipwrecked Ryukyu refugees drifted ashore. Among these provinces, Zhe-jiang 浙江 and Fu-jian 福建 received the largest number of Ryukyu refugees; and next to them were Jiang-su 江蘇, Shan-dong 山東 and Guang-dong 廣東.

A ship called "Sanyou Iriomote Sen" drifted on to the shore of Guang-